

区民委員会報告資料

令和4年1月19日

報告事項件名	頁
1 男女共同参画に関する意識調査の実施及び第7次足立区男女共同参画行動計画の延長について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 足立区孤立ゼロプロジェクト推進活動の実施状況について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3 足立区における高齢者の孤立死の現状について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4 生涯学習関連施設ソーシャルメディア運用ガイドラインの策定について・・・・・・	7
5 総合スポーツセンタートレーニングルーム混雑状況の発信について・・・・・・・・	12
6 総合スポーツセンターへの体組成計設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13

(地域のちから推進部)

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和4年1月19日

<p>件 名</p>	<p>男女共同参画に関する意識調査の実施及び第7次足立区男女共同参画行動計画の延長について</p>
<p>所 管 部 課 名</p>	<p>地域のちから推進部 多様性社会推進課</p>
<p>内 容</p>	<p>男女共同参画に関する区民の意識調査の実施及び第7次足立区男女共同参画行動計画の期間延長について、報告する。</p> <p>1 意識調査について</p> <p>(1) 目的 次期(第8次)計画策定に向け、男女共同参画に関する区民の意識等の実態把握を行うため。</p> <p>(2) 調査対象 足立区に在住する満18歳以上の区民 3,000人 (無作為抽出、男女・年齢別)</p> <p>(3) 調査期間 令和3年10月22日(金)～11月22日(月) (郵送回答の場合は11月30日到着分を含む)</p> <p>(4) 回答方法 ア 調査票を返送 イ WEB(調査票のQRコードにアクセスして)回答</p> <p>(5) 回収状況(11月30日時点) 1,076件(回答率35.9%) 【内訳】郵 送:663件、WEB:413件 (全体の4割がWEB回答となった。)</p> <p>2 第7次行動計画の期間延長について</p> <p>(1) 計画期間 平成30年度～令和3年度(4年間) → <u>令和4年度まで1年延長</u>(5年間)</p> <p>(2) 延長の理由 国の第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月決定)の内容を踏まえ、令和3年度に意識調査を実施し、令和4年度に計画策定を行うため。</p>

3 今後のスケジュールについて

時 期	内 容
令和4年1月	意識調査の結果分析
3月	意識調査 報告書完成・成果物納品
5～6月	計画策定に関する諮問（男女共同参画推進委員会）
令和4年度中	計画策定、パブリックコメント実施
令和5年3月	計画完成による委員会報告

問 題 点
今 後 の 方 針

令和3年度に実施する意識調査の結果を踏まえて、令和4年度に計画の改定作業を行う。

件 名	足立区孤立ゼロプロジェクト推進活動の実施状況について																																											
所管部課名	地域のちから推進部 絆づくり担当課																																											
内 容	1 孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会について【令和3年12月末日現在】																																											
	<table border="1"> <tr> <th>調査終了町会・自治会数</th> <th>終了率</th> </tr> <tr> <td>2回目以降：367団体</td> <td>84.2%</td> </tr> </table>		調査終了町会・自治会数	終了率	2回目以降：367団体	84.2%	※全町会・自治会で1回目調査終了 100%達成（平成30年3月末）																																					
	調査終了町会・自治会数	終了率																																										
	2回目以降：367団体	84.2%																																										
	参考：令和3年度調査実施団体 11団体																																											
	2 高齢者実態調査実施状況について（累計）【令和3年12月末日現在】																																											
	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">調査世帯合計：48,666世帯（59,760人）</th> </tr> <tr> <th>孤立なし</th> <th>A 孤立のおそれ</th> <th>B 入院・不在等</th> <th>C 不同意</th> </tr> <tr> <td>35,455世帯 (44,301人) 72.8%</td> <td>5,839世帯 (7,284人) 12.0%</td> <td>4,946世帯 (5,241人) 10.2%</td> <td>2,426世帯 (2,934人) 5.0%</td> </tr> </table>		調査世帯合計：48,666世帯（59,760人）				孤立なし	A 孤立のおそれ	B 入院・不在等	C 不同意	35,455世帯 (44,301人) 72.8%	5,839世帯 (7,284人) 12.0%	4,946世帯 (5,241人) 10.2%	2,426世帯 (2,934人) 5.0%																														
	調査世帯合計：48,666世帯（59,760人）																																											
	孤立なし	A 孤立のおそれ	B 入院・不在等	C 不同意																																								
	35,455世帯 (44,301人) 72.8%	5,839世帯 (7,284人) 12.0%	4,946世帯 (5,241人) 10.2%	2,426世帯 (2,934人) 5.0%																																								
【調査世帯数内訳】 70歳以上単身：37,493世帯 75歳以上のみ：11,173世帯																																												
3 調査世帯のその後の対応について【令和3年12月末日現在】																																												
地域社会や支援につながった方：4,555世帯（累計、下記太枠内） ※ 令和3年4月（前回報告）以降つながった方：159世帯																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">地域包括支援センターにより状況確認中</th> <th rowspan="2">孤立状態ではないと判断</th> <th colspan="4">地域社会や支援につながった</th> </tr> <tr> <th>絆のあんしん協力員の訪問</th> <th>地域包括支援センターによる支援</th> <th>介護保険サービス開始</th> <th>地域社会とつながった世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 孤立のおそれ 5,839世帯</td> <td>107世帯 (1.8%)</td> <td>3,504世帯 (60.0%)</td> <td>27世帯 (0.5%)</td> <td>291世帯 (5.0%)</td> <td>1,045世帯 (17.9%)</td> <td>865世帯 (14.8%)</td> </tr> <tr> <td>B 入院・不在等 4,946世帯</td> <td>240世帯 (4.9%)</td> <td>3,333世帯 (67.4%)</td> <td>7世帯 (0.1%)</td> <td>298世帯 (6.0%)</td> <td>516世帯 (10.4%)</td> <td>552世帯 (11.2%)</td> </tr> <tr> <td>C 不同意 2,426世帯</td> <td>93世帯 (3.8%)</td> <td>1,379世帯 (56.8%)</td> <td>5世帯 (0.2%)</td> <td>211世帯 (8.7%)</td> <td>294世帯 (12.1%)</td> <td>444世帯 (18.3%)</td> </tr> <tr> <td>合計 (A+B+C) 13,211世帯</td> <td>440世帯 (3.3%)</td> <td>8,216世帯 (62.2%)</td> <td>39世帯 (0.3%)</td> <td>800世帯 (6.1%)</td> <td>1,855世帯 (14.0%)</td> <td>1,861世帯 (14.1%)</td> </tr> </tbody> </table>			地域包括支援センターにより状況確認中	孤立状態ではないと判断	地域社会や支援につながった				絆のあんしん協力員の訪問	地域包括支援センターによる支援	介護保険サービス開始	地域社会とつながった世帯	A 孤立のおそれ 5,839世帯	107世帯 (1.8%)	3,504世帯 (60.0%)	27世帯 (0.5%)	291世帯 (5.0%)	1,045世帯 (17.9%)	865世帯 (14.8%)	B 入院・不在等 4,946世帯	240世帯 (4.9%)	3,333世帯 (67.4%)	7世帯 (0.1%)	298世帯 (6.0%)	516世帯 (10.4%)	552世帯 (11.2%)	C 不同意 2,426世帯	93世帯 (3.8%)	1,379世帯 (56.8%)	5世帯 (0.2%)	211世帯 (8.7%)	294世帯 (12.1%)	444世帯 (18.3%)	合計 (A+B+C) 13,211世帯	440世帯 (3.3%)	8,216世帯 (62.2%)	39世帯 (0.3%)	800世帯 (6.1%)	1,855世帯 (14.0%)	1,861世帯 (14.1%)				
	地域包括支援センターにより状況確認中				孤立状態ではないと判断	地域社会や支援につながった																																						
		絆のあんしん協力員の訪問	地域包括支援センターによる支援	介護保険サービス開始		地域社会とつながった世帯																																						
A 孤立のおそれ 5,839世帯	107世帯 (1.8%)	3,504世帯 (60.0%)	27世帯 (0.5%)	291世帯 (5.0%)	1,045世帯 (17.9%)	865世帯 (14.8%)																																						
B 入院・不在等 4,946世帯	240世帯 (4.9%)	3,333世帯 (67.4%)	7世帯 (0.1%)	298世帯 (6.0%)	516世帯 (10.4%)	552世帯 (11.2%)																																						
C 不同意 2,426世帯	93世帯 (3.8%)	1,379世帯 (56.8%)	5世帯 (0.2%)	211世帯 (8.7%)	294世帯 (12.1%)	444世帯 (18.3%)																																						
合計 (A+B+C) 13,211世帯	440世帯 (3.3%)	8,216世帯 (62.2%)	39世帯 (0.3%)	800世帯 (6.1%)	1,855世帯 (14.0%)	1,861世帯 (14.1%)																																						
※ 調査後の転出・死亡等4,884世帯含む																																												

4 「わがまちの孤立ゼロプロジェクト」について

日常的に見守りや声かけを行う町会・自治会等に、区が見守り応援グッズを提供し、自主的な見守り活動を支援している。見守り活動には、戸別訪問、集会室や会館を使った居場所づくりなどがある。

(1) 実施団体数【令和3年12月末日現在】

実施団体	① 集合住宅のみの町会・自治会	② ①以外の町会・自治会	マンション管理組合
96団体	55団体	39団体	2団体

※ 令和3年4月（前回報告）以降 新規実施：2団体 辞退：1団体

(2) 実施内容

声かけ訪問		居場所づくり	
戸別訪問（行事参加促進など）	53	カラオケ	13
敬老祝い訪問	47	脳トレや簡単な体操	6
清掃活動	19	お茶飲み会	8
ラジオ体操	4	グランドゴルフ	3
避難訓練	2	認知症カフェ	2
その他 （行事欠席者への訪問など）	5	その他サロン活動	20

※ 数字は団体数（重複あり）

5 令和3年度の孤立ゼロプロジェクトの現状について

令和3年10月に緊急事態宣言が解除されたことを受け、以下の取組が再開または今後実施が予定されている。

- (1) 町会・自治会による高齢者実態調査が11団体（調査対象344世帯）で実施
- (2) 各地域包括支援センター（25カ所）で絆のあんしんネットワーク連絡会を実施
- (3) 絆のあんしんネットワーク感謝状贈呈式・合同研修会を令和4年2月3日に実施予定（昨年度は中止）

問題点
今後の方針

緊急事態宣言の解除後、高齢者実態調査を再開した町会・自治会もあるが、いまだ通常の活動ができていない関係団体もある。

各団体の現状の把握に引き続き努めるとともに、町会・自治会連合会や民生委員協議会の会議などで丁寧に事業への協力依頼を行っていく。

件 名	足立区における高齢者の孤立死の現状について
所管部課名	地域のちから推進部 絆づくり担当課
内 容	<p>足立区における高齢者の孤立死の現状について、東京都監察医務院のデータをもとに分析を行ったので報告する。</p> <p>※ 本報告での孤立死の定義は「<u>単身者が自宅で死亡した場合</u>」とする。</p> <p>1 高齢者の孤立死の状況（平成28年～令和2年） 別添資料1 「足立区の高齢者孤立死データ分析結果」参照</p> <p>2 高齢者の孤立死の主な傾向</p> <p>(1) 孤立死の数は増加傾向で、孤立死の増加率は、高齢者人口の増加率を上回る。 (2) 時期別では、夏季と冬季に増加する傾向。 (3) 夏季は最高気温との関連性が見られ、35℃以上になると、孤立死件数が2.9倍。 (4) 冬季は最高気温と最低気温の気温差が12℃以上になると、孤立死件数が1.6倍。 (5) 性別では男性が女性の2.8倍、発見に要する日数も男性の方が2倍。</p> <p>3 高齢者の孤立死の傾向からの主な分析</p> <p>(1) 孤立死件数が増加する夏季・冬季は、最高気温・気温差との関連性が顕著なため、対策を検討し、周知を行うことで件数を減少できる可能性がある。 (2) 孤立死件数及び発見までに要した平均日数は女性に比べ、男性が大幅に上回り、男女で発生しやすい年齢層があることも判明したため、ピンポイントの対策により、防止効果が期待できる。</p>
問 題 点 今後の方針	<p>1 高齢者の相談窓口である地域包括支援センター及び地域の見守りをを行っている関係機関に情報提供し、孤立死が増加する夏季や冬季に重点的に地域の見守りを依頼していく。</p> <p>2 孤立死の現状について、絆のあんしん連絡会等の関係機関の会合で本分析を活用してもらうことにより、区民への周知・啓発を進めていく。特に孤立死件数が増加する夏季・冬季に重点的に広報等による周知を図る。</p> <p>3 コロナ禍における孤立死増加の有無については、令和3年中の孤立死の状況も確認する必要があるため、令和4年度も引き続き分析を進める。</p> <p>4 関係所管と情報共有を進め、より効果的な孤立死対策について検討していく。</p>

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和4年1月19日

件 名	生涯学習関連施設ソーシャルメディア運用ガイドラインの策定について
所 管 部 課 名	地域のちから推進部 生涯学習支援室 生涯学習支援課
内 容	<p>足立区生涯学習関連施設が運用するソーシャルメディアを通じた情報発信にあたり、指定管理者が遵守すべき生涯学習関連施設ソーシャルメディア運用ガイドライン（以下、ガイドラインという）を策定したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 目的 生涯学習関連施設（学習センター、スポーツ施設、地域図書館）の指定管理者がソーシャルメディアを効果的かつ安全に活用し、情報発信の充実を図ることを目的とする。</p> <p>2 ガイドラインの構成について（別紙1）</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）目的 （2）定義 （3）対象 （4）基本方針 （5）ソーシャルメディアアカウントの取得 （6）運用方法 （7）発信する情報 （8）発信しない情報 （9）免責事項 （10）ソーシャルメディア利用者によるコメント等の投稿の削除等 （11）著作権について （12）ガイドラインの変更 （13）施行日 <p>3 施行日 令和4年4月1日予定</p>
問 題 点 今 後 の 方 針	本ガイドラインを令和4年度管理運営仕様書に盛り込み、指定管理者と年度協定を締結する。

足立区生涯学習関連施設ソーシャルメディア運用ガイドライン

1 目的

足立区生涯学習関連施設では、指定管理者がソーシャルメディアを適切に利用し、施設の開館・休館情報、講座・イベント情報等の情報発信に効果的かつ安全に活用すること及び情報発信の充実を図ることを目的として、ソーシャルメディアのアカウントを取得し、情報発信を行う必要があります。

足立区生涯学習関連施設が運用するソーシャルメディアを通じた情報発信にあたり、指定管理者は、本ガイドラインを遵守することが求められます。

2 定義

本ガイドラインにおけるソーシャルメディアとは、LINE、Twitter、Facebook、YouTube、Instagram、ブログ、掲示板などに代表される、インターネット上で利用者が情報を発信することにより形成されるメディアのことを言います。

3 対象

本ガイドラインは、足立区生涯学習関連施設の指定管理者が、業務上ソーシャルメディアを利用する行為を対象とします。

4 基本方針

- (1) 足立区生涯学習関連施設では、各施設の生涯学習に関する情報を広く区民へ提供するためにソーシャルメディアを活用します。
 - ア 利用者に必要な情報を、タイムリーに発信します。
 - イ 利用者の興味や関心を惹く、分かりやすい情報を発信します。
 - ウ 信頼性が高く、利用者が共有しやすい情報を発信します。
- (2) 足立区生涯学習関連施設のソーシャルメディアは、主に当該施設の情報発信を行うものであり、コメントやご質問への返信は原則として行いません。各施設へのご意見・ご質問は、各施設ホームページに掲載している電話番号等お問い合わせ先において受け付けます。

5 ソーシャルメディアアカウントの取得

足立区生涯学習関連施設の指定管理者が業務上利用するソーシャルメディアの種類は、本ガイドライン、指定管理者が策定しているガイドライン及びプライバシーポリシー等に基づき指定管理者が選択し、ソーシャルメディアのアカウントも指定管理者が直接取得します。

6 運用方法

以下のとおり運用します。

- (1) 「ソーシャルメディアは公の場である」という意識を持ち、投稿された情報は様々な背景や考え方を持つ不特定多数のソーシャルメディア利用者の目に触れることを認識し、掲載情報の正確性には万全を期します。
- (2) 各ソーシャルメディアの利用規約や運用ルール・文化等を理解したうえで指定管理者において情報発信を行います。

7 発信する情報

以下に挙げる情報を発信します。

- (1) 当該施設の開館、休館及び閉館に関する情報
- (2) 当該施設のホームページに掲載した情報（重要なお知らせ、トピックス等）
- (3) 当該施設の情報紙の発行及び内容に関する情報
- (4) 当該施設のイベント及び講座に関する情報
- (5) その他、当該施設が利用者への周知が必要であると判断する情報

8 発信しない情報

以下に挙げる情報は発信しません。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人又は団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治又は宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権等、足立区又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を持定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (13) 「7 発信する情報」に定める内容と関係のないもの
- (14) 上記項目に該当する情報を発信している投稿をリツイート等すること

(15) 利用するソーシャルメディアにおいて発信を禁じているもの

9 免責事項

指定管理者は、以下の免責事項を足立区生涯学習関連施設のホームページに掲載します。

- (1) ソーシャルメディア利用者が、足立区生涯学習関連施設のソーシャルメディアの発信した情報を用いて行う一切の行為について指定管理者及び足立区は何ら責任を負うものではありません。
- (2) ソーシャルメディア利用者により投稿された足立区生涯学習関連施設のソーシャルメディアに対する、「リプライ」、「リツイート」及び「コメント」等（以下、総称して「コメント等」といいます。）につきましては、指定管理者及び足立区は一切責任を負うものではありません。
- (3) 足立区生涯学習関連施設のソーシャルメディアに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、指定管理者及び足立区は一切責任を負いません。
- (4) コメント等の投稿にかかる著作権等は当該投稿を行った利用者本人に帰属しますが、投稿されたことをもって利用者は足立区生涯学習関連施設に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ足立区生涯学習関連施設に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。

10 指定管理者の運用するソーシャルメディアに対するソーシャルメディア利用者によるコメント等の投稿の削除等

指定管理者は、以下の各項に該当すると判断した場合、指定管理者は予告なくコメント等の投稿を削除及びアカウントのブロック等を行う場合がある旨を足立区生涯学習関連施設のホームページに掲載するとともに、以下の各項に該当するコメント等の投稿について速やかに削除を行います。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人又は団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など足立区又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの

- (9) 本人の承諾なく個人情報 を特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) 足立区生涯学習関連施設の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (14) 足立区生涯学習関連施設の発信する内容に関係ないもの
- (15) 利用するソーシャルメディアにおいて発信を禁じているもの

また、上記以外にも正当な権限を有する者から権利を侵害する等の指摘又は意見表明があった場合及び足立区生涯学習関連施設のソーシャルメディアを運用する指定管理者が必要と判断した場合は、コメント等の投稿を削除する旨を足立区生涯学習関連施設のホームページに掲載するとともに、該当するコメント等の投稿について速やかに削除を行います。

11 著作権について

足立区生涯学習関連施設のソーシャルメディアに掲載された内容(テキストメッセージ、写真、イラストを含みます)について、「私的使用のための複製(著作権法第30条)」や「引用(著作権法第32条)」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することは認められていません。引用等を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示してもらうよう指定管理者より足立区生涯学習関連施設のホームページに掲載します。

12 ガイドラインの変更

本ガイドラインは必要に応じて、変更するものとします。

13 施行日

本ガイドラインは令和4年4月1日から施行します。

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和4年1月19日

件 名	総合スポーツセンタートレーニングルーム混雑状況の発信について
所管部課名	地域のちから推進部 生涯学習支援室 スポーツ振興課
内 容	<p>2月から、総合スポーツセンターのトレーニングルームの混雑状況を発信することとしたため報告する。</p> <p>1 発信方法及び内容</p> <p>(1) 発信媒体はLINE 及びホームページ（いずれも総合スポーツセンター指定管理者のもの）。</p> <p>(2) 利用者が概ね35人の場合に「混雑している」旨を表示。</p> <p>(3) 利用者が概ね35人未満の場合に「混雑していない」旨を表示。</p> <p>2 利用方法及び状況</p> <p>(1) 緊急事態宣言の解除に伴い、令和3年10月1日から従前のフリータイム制及び定員なしに戻した。 ※ 宣言解除前は2時間30分制及び定員35人制としていた。</p> <p>(2) 午前9時30分から正午が利用者数のピークで、35～40人程度が利用している。</p> <p>(3) 正午以降は、ほぼ35人に達することはない。</p>
問 題 点 今後の方針	

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和4年1月19日

件 名	総合スポーツセンターへの体組成計設置について
所管部課名	地域のちから推進部 生涯学習支援室 スポーツ振興課
内 容	<p>2月から、総合スポーツセンターに体組成計を設置することとしたため報告する。</p> <p>※ 体組成計とは、筋肉や脂肪など、体を構成する組織「体組成」を推定して表示する機器。</p> <p>1 設置機器</p> <p>(1) こころとからだの健康づくり課から借用する1台を、トレーニングルームへ設置。</p> <p>(2) 主な測定項目は、「体重」「体脂肪率」「脂肪量」「BMI」「推定骨量」など。</p> <p>2 設置期間</p> <p>こころとからだの健康づくり課がイベント等で使用する際を除き、総合スポーツセンターへ常設する。</p>
問 題 点 今後の方針	